第三条第五項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会長）

第四条　協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2　会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

第二十五条の二を削る。

第二十六条中「第二十三条から第二十五条まで」を「前三条」に改める。

第二十七条の二第一項中「（地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

第二十八条の六中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改め、同条を第二十八条の八とし、第二十八条の五の次に次の二条を加える。

（法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第二十八条の六　法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

一　世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二　世帯主若しくは組合員又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三　世帯主又は組合員がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四　世帯主又は組合員がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五　前各号に類する事由があつたこと。

（法第五十四条の三第四項に規定する政令で定める特別の事情）

第二十八条の七　法第五十四条の三第四項に規定する政令で定める特別の事情は、世帯主又は組合員が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

第二十九条の五中「第一条の」を「第二十八条の六の」に改め、同条後段を削る。

第三十条中「被保険者証の交付の請求又は返還」を「法第九条第二項及び第四項の規定による求め」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の二」を「第五条」に改める。

第二条第三号中「第五十四条第三項」の下に「及び第五項」を加え、「被保険者証の交付の申請」を「求め」に、「及び当該被保険者証」を「並びに当該求めに係る書面」に、「同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し」を「同条第三項及び第五項に規定する電磁的方法による提供」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「第五十四条第十一項」を「第五十四条第七項」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五条を削り、第五条の二を第五条とする。

第十二条の次に次の二条を加える。

（法第八十二条第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第十二条の二　法第八十二条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一　保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下この条において「滞納被保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二　滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三　滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四　滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五　前各号に類する事由があつたこと。

（法第八十二条第四項に規定する政令で定める特別の事情）

第十二条の三　法第八十二条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

第十三条第一項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改め、同条第二項中「法第八十二条第二項」を「法第八十二条第六項」に改め、同項の表第六十五条の項中「被保険者証が交付されているならば療養」を「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている同条第一項に規定する保険料滞納者（以下この条、第七十六条第二項第一号及び第七十九条第二項において単に「保険料滞納者」という。）がこれらの規定の適用を受けていないとすれば療養」に、「被保険者証が交付されているならば」を「、第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば」に改め、同表第七十条第二項の項及び第七十二条第二項の項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改め、同表第七十六条第二項第一号の項及び第七十九条第二項の項中「被保険者証が交付されているならば」を「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば」に改める。

第十四条第一項第一号リ及びヌ中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改める。

第十七条中「第四条」を「第十二条の二」に改める。

第三十五条の表第三十条の項を次のように改める。

第三十条	保険給付に	高齢者医療確保法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）に
	法第九条第二項及び第四項	高齢者医療確保法第五十四条第三項及び第五項

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第四条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号中「第九項」を「第五項」に、「同条第十四項」を「同条第六項」に改める。

第二十七条第一号ハを次のように改める。

ハ　その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る被保険者記号・番号をいう。以下この条において同じ。）

第二十七条第一号に次のように加える。

ニ　ハに規定する場合において、当該世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けているときは、その旨

第二十七条第二号中「その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その者に係る被保険者記号・番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨及びその者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　その者に係る被保険者記号・番号

ロ　その者が属する世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている場合には、その旨

第二十七条第三号ロを次のように改める。

ロ　その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る被保険者記号・番号